OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程 : 朝清商民水陸貿易章程成立以降を中心に
Author(s)	酒井, 裕美
Citation	大阪大学世界言語研究センター論集. 2011, 6, p. 17-35
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5469
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程
― 朝清商民水陸貿易章程成立以後を中心に ―

酒　井　裕　美*
SAKAI Hiromi

Abstract :

The Development Process of the Korean Diplomacy over the Most-Favored-Nation Treatment: After the Regulations for Maritime and Overland Trade between Chinese and Corean Subjects

The purpose of this paper is to clarify how the foreign policy in Korea was developed in regard to the most-favored nation treatment in the process of conclusion of treaty based on the International law.

Treaty of amity and commerce between the United States of America and Corea in 1882, was the first treaty that the article of the most-favored nation was introduced.

In this treaty, Korea showed the active diplomacy by accepting the bilateral most-favored nation treatment in part.

However, Regulations for Maritime and Overland trade between Chinese and Corean subjects were established after the Imo military mutiny of 1882. The linkage of the theory of rejection in the most-favored treatment and the regulation of vassal state, gave a tremendous influence to the Korean diplomacy.

Regulations under which Japanese trade is to be conducted in Corea, and the treaty of friendship and Commerce between Korea and Great Britain that both were concluded after Regulations for Maritime and Overland trade between Chinese and Corean subjects, disabled Korea to use the rejection in the most-favored nation treatment as a negotiation subject.

As it is analyzed the foreign policy of Korea as to the equal shares of the treaty of Amity and Commerce between Korea and Great Britain, however, it was found out that different policies were developed against each countries, the United States, China, and Japan.

While the requested equal shares were carried out against the United States to show the cooperation in the world, the original explanation was added into the provisions against Japan to avoid the loss of its own equal shares.

＊　大阪大学世界言語研究センター・講師

Keywords：Korean history, diplomacy, the most-favored nation treatment, Regulations for Maritime and Overland Trade between Chinese and Corean Subjects, Treaty of Friendship and Commerce between Great Britain and Korea

キーワード：朝鮮史，外交，最恵国待遇，朝清商民水陸貿易章程，朝英修好通商条約

1．はじめに

19 世紀後半以後の東アジアにおける国際関係の変容は、中国を中心とした「朝貢体制」が、「西洋の衝撃」により崩壊し、「条約体制」が形成されていく過程として説明されてきた。このように一方向的な、言い換えれば西洋中心的かつ段階的ともいえるとらえ方に対する批判は、在来の秩序構造の持続と展開を重視する「朝貢（貿易）システム」論として理論化され、広くアジア研究に視座の転換をもたらした[1]。しかし近年の研究傾向として、「朝貢システム」論も結局は二分法的・対比的な枠組みを脱しきれていないため、実態からみると切り捨てられてしまう事象が少なくないという限界が認識されるようになり、さらに新しい研究視角が模索されるようになってきた。その代表的な二つの潮流として、不平等条約体制についての再検討と、「互市」への着目が挙げられるが、これらの議論を朝鮮に引きつけて考えてみるとどうであろうか。

まず、不平等条約体制の再検討について見てみよう。「冊封と朝貢を基軸とする中国の国際秩序間においては･･･ 国家間の関係は、不平等であることがむしろ正常とみなされていた」[2]、「条約体制を「不平等」と括るのは適切か」という問題提起は[3]、列強の帝国主義的侵出を批判しようとする視角すら、西洋中心主義的発想から逃れられていないという深刻な状況に注意を喚起するものであり、例えば清についていえば、清にとって一見「不平等」な内容でも、そこには清にとって合理的な論理が貫通していた側面を明らかにすることは重要であろう[4]。しかし朝鮮の場合、後述するように不平等条約締結過程の検討が十分になされたとはいえない現段階で、「不平等」を早急に相対化することには、やはり慎重になる必要があると思われる[5]。

次に「互市」への着目は、「朝貢」があくまでも中国と相手国との二国間関係であることを前提に、清代の二国間関係を「藩部」「朝貢」「互市」の三種に区分して、「朝貢」から「互市」を分離することから出発する。その上で、西洋国際法に基づいて締結される条約を「互市」の中に位置づけ、それが「朝貢」ひいては「藩部」に影響を与えていく過程としてこの

1〔濱下武志 1990〕〔濱下武志 1997〕
2〔佐藤慎一 1996:51〕
3〔三谷博 2010〕
4〔佐々木揚 2010〕
5 朝鮮について不平等条約の再検討を試みた論考には〔月脚達彦 2010〕がある。この論文は、日朝修好条規と朝米修好通商条約について、「①締結当時の朝鮮では、その不平等性が問題ではなかったこと、②反対に、日本による植民地化の後まで、朝鮮の政府や知識人の間では、その「平等」性が重要視されていたこと」（77 頁）を論じている。中心となるのは②の部分で、重要な論証がなされたと考えるが、①の部分については反論の余地がある。本文で適宜言及していく。

時期の変容をとらえようとする視角である[6]。このような把握方法は、国際関係変容についてのより実態に即した説明を可能にしているが、この議論では、「朝貢」国である朝鮮の「条約」締結過程が、自ずと重要な意味をもってくる。岡本隆司はこれを、「属国自主」として概念化した朝鮮の地位が、清、日本、西欧列強、朝鮮それぞれにとって都合良く解釈されながら、相互牽制・勢力均衡をもたらしていく過程の中で描きだした[7]。しかしながら、この「属国自主」の内実を、実際に展開された朝鮮の外交政策から肉付けしていく作業は、未だ十分になされているとはいえないであろう。

そこで本稿では、朝鮮の条約締結をめぐる外交政策展開過程について、特に最恵国待遇をめぐる問題を取りあげて検討してみようと思う。最恵国待遇は、協定関税制、領事裁判権とあわせて、不平等条約の「三点セット」ととらえられており、条約の影響が二国間関係のみにとどまらないという意味でも重要な内容であるが、朝鮮外交史研究においてこれをみると、未だ研究の余地は残されている[8]。

一般的に、西欧国際法に基づいて締結される条約における最恵国条項とは、「締約国の一方が第三国の国民に対し現に与えまたは将来与うべき利益と同一の利益を、他方の締約国の国民にも同様に与える（均霑する）ことを定める」[9]ものである。17 世紀後半から 18 世紀初頭の重商主義時代ヨーロッパにおいて、諸国間の通商上の均等待遇を保障する手段として、すなわち諸国間の「平等」のために、通商条約に挿入されることが定着したこの条項は、19 世紀後半、欧米諸国が東アジア諸国と締結した条約においては①片務的、②無条件的、③概括的に規定されたために、欧米諸国の「収奪の平等」を保障する一方で、欧米諸国と東アジア諸国の間の「不平等」を拡大する機能を果たしたとされている[10]。

朝鮮が初めて締結した西洋国際法に基づく条約は、1876 年締結の日朝修好条規であるが、これには片務的最恵国条項は添入されていない。日本が作成した草案には最恵国条項が添入されていたが、交渉で朝鮮がこれを頑強に拒否したため、成案においては削除されたのである[11]。よって、朝鮮にとって初めての片務的最恵国条項は、1882 年 4 月（以下、月日付は特に注記しない場合陰暦を用いる）に調印された朝米修好通商条約（以下、朝米条約とする）においてであった。

6〔岩井茂樹 2010〕〔岡本隆司 2010〕

7〔岡本隆司 2004〕

8 朝鮮における一連の条約締結過程とその内容を「不平等条約体制の確立」という視角から整理した研究としては、〔李炳天 1984〕、特に朝英修好通商条約を中心に検討したものとして〔韓承勲 2006〕〔韓承勲 2010〕があげられ、協定関税制については〔金敬泰 1972〕〔金敬泰 1975〕〔崔泰鎬 1976〕〔北原スマ子 2004〕〔酒井裕美 2010〕などがあり、領事裁判権についても〔이영록 2005〕〔李銀子 2005〕〔鄭求先 2006〕〔鄭台燮・韓成敏 2007〕などの実証研究が近年相次いで発表されているが、最恵国待遇をめぐる専論は管見の限り見あたらなかった。〔崔泰鎬 1975：300-301〕は、朝英条約に関する均霑問題を扱っているが、日本の関税率均霑を概説的に述べるにとどまっている。

9〔村瀬信也 1974：40〕

10〔坂野正高 1970：4-5〕〔村瀬信也 1974：74〕

11「倭使日記」巻一丙子正月二十一日、巻二丙子正月二十六日。〔田保橋潔 1940：上 477〕

朝米条約第 14 款には、条件付であるが、確かにアメリカの片務的最恵国待遇が規定されている。しかし、この条約の別の条款には、駐在外交官の待遇、貿易上の納税について、「最優之国」（英文では「the most favoured nation」）という文言によって、アメリカにおける朝鮮の最恵国待遇もまた規定されていた（双務的最恵国待遇。第 2，5 款）。清の李鴻章が直接の対アメリカ交渉に当たった条約に、このような内容が盛り込まれた背景にあったのは、朝鮮側で作成された条約草案であったと筆者は考えている。この草案には、片務的最恵国条項の回避を含む包括的な「公平」が企図されていたことを指摘できるからである。このような経緯を見ると、朝鮮は片務的最恵国条項の不平等性を認識していたであろうと思われる [12]。

ところが、このような、最恵国待遇をめぐるいわば積極的な朝鮮の外交政策は、壬午軍乱後、清との間に成立した朝清商民水陸貿易章程（以後、水陸章程と略す）の規定によって、変化を余儀なくされた。本稿では、その過程について明らかにしていく。

２．朝鮮が締結した条約における最恵国条項添入過程

２．１　朝清商民水陸貿易章程における規定

1882 年 9 月に成立した水陸章程は、清の皇帝から朝鮮へ下賜された「章程」であるため、厳密に言えば、西洋国際法に則ることを基本原則とする条約とは異なるが、被告が朝鮮人である場合にも適用される領事裁判権（第 2 条）や、漢城開桟権と内地採辦権（第 4 条）、陸路貿易についての 5%という低関税率（第 5 条）など、朝鮮が清にのみ初めて認める特権が規定されていた [13]。水陸章程成立のタイミングは、アメリカ、イギリス、ドイツに対しては条約調印が終わり批准を待つ時期（ともに条文に片務的最恵国条項あり）、日本に対しては通商条約締結交渉（本文で後述）の渦中である。清に認められた特権は、いずれも各国との条約交渉において争点になっていた問題であり、各国がこの特権の均霑に関心を持つことは容易に予想できた。

壬午軍乱後の水陸章程締結交渉については、馬建忠・周馥作成の草案に対する魚允中の意見書が知られているが [14]、これによって魚允中は、「各国援して以て例と為す」恐れがあることを理由に、清の特権（特に領事裁判権と内地通商権）についての修正を要求した [15]。魚允中は、水陸章程に対する各国の均霑要求を想定し、その対応策を模索していたのである。ところがこれに対して清側は、周馥と馬建忠の連名で、それなら朝清関係の特殊性をはっきりさせることで各国援用の憂慮を払拭すればよいとの回答を示した [16]。

---

12 この部分については、「朝米修好通商条約 (1882 年) における最恵国待遇をめぐる一考察」として別稿を準備中である。
13〔酒井裕美 2005：125-131〕
14〔秋月望 1991：107、111-112〕〔岡本隆司 2004：67-69〕
15『清季中日韓』594 付件 2
16『清季中日韓』594 付件 3

その結果、前文として添入されたのが、水陸章程が「宗属関係の文證」[17]とされる所以でもある、以下のような規定である。

> 朝鮮久しく藩封に列し、典礼の関する所、一切均しく定制有るは、庸（もっ）て更議するなし。惟（た）だ現在各国既に水路に由りて通商す。自から宜しくすみや（亟）かに海禁を開き、両国商民をして一体として互相貿易し、共に利益をうるは霑（うるは）はしむべし。其の辺界（朝鮮と清の北方国境地域。引用文中のカッコ内は筆者の補足説明 ― 以下同じ。）互市の例も亦た、時に因りて量りて変通を為すべし。惟だ此次所定の水陸貿易章程、中国、属邦を優待するの意に係はり、各與国、一体均霑の例に在らず[18]（下線は筆者 ― 以下同じ）。

ここでは確かに各国が清の特権を均霑できないことが明言されているが、その理由は朝鮮が清の「属邦」であるためとされる。すなわち水陸章程においては、各国の均霑禁止と属邦規定が抱き合わせになっているのである。これは朝鮮にとって、水陸章程を根拠に均霑を拒否しようとすれば、それがそのまま清の属邦であることを主張することになってしまうというジレンマを生じさせることになった[19]。このジレンマが、後の最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程に大きな意味を持つことになる。

また、水陸章程においては、いわば各国に対する最恵国待遇禁止規定が添入されながら、一方で、朝鮮が第三国と条約を締結した場合に生じうる利益に対する清の均霑 ― すなわち清の片務的最恵国待遇 ― については、一切言及されていないことに注意しておく必要がある。

２．２　「日朝通商章程」締結過程

1883 年 6 月、朝鮮は日本と朝鮮国二於テ日本人民貿易ノ規則（以下「日朝通商章程」とする）および朝鮮国海関税目を締結し、日朝修好条規締結から 7 年越しで、日朝貿易における関税賦課権を回復した。しかし一方で、この「日朝通商章程」には、先に触れたように日朝修好条規では朝鮮側の拒否により日本側草案から削除されていた、片務的最恵国条項が挿入されている（第 42 款）。その内容は以下の通りである。

> 尤モ現時若クハ後来朝鮮政府何等ノ権利特典及ビ恵政恩遇ニ論ナク他国官民ニ施及スルモノアラバ日本国官民モ亦猶予ナク一体均霑スルヲ得[20]

この内容は、朝米条約の条件付とは異なる無条件的最恵国条項であり、「猶予ナク」といった語句が挿入されていることからして（漢文版では「即」）、朝米条約よりも一層、朝鮮にとっ

17〔金鍾圓 1966：134〕
18『清季中日韓』596 付件 1
19 この内容は、水陸章程をうけて朝清間の陸路貿易を規定するために 1883 年 8 月に成立した中江貿易章程にも、第一条「其他各国、此の例に在らざるを言ふ」（『清季中日韓』755 付件 1）として挿入され、1884 年 2 月吉林朝鮮商民随時貿易章程にも、前文「各国通商章程と両に相渉せず」（『清季中日韓』790 付件 2）として挿入された。
20『旧条約彙纂第三巻』50 頁。漢文版は以下の通り。「但現時若将来朝鮮政府有何権利特典及恵政恩遇施與他国官民日本国官民亦即一体均沾」

て不利な度合いが強まったものとなっている。

それではいったいどのような経緯で、この条項が挿入されるに至ったのであろうか。もともと日朝貿易における無関税状態改善のため、日本との関税規則制定に積極的であったのは朝鮮側であった。朝鮮側は交渉過程において、1880 年 7 月に第二次修信使金弘集が日本で提示した条約草案を皮切りに、数次改訂し、少なくとも 7 本の草案を作成した。これらの草案については別稿で検討したのでここではくり返さないが[21]、史料的に確認できる草案中、最恵国条項が含まれているものは一本もない。

一方、日本側からも、1882 年 5 月、漢城に着任した花房弁理公使が、「税則擬議権」を付された統理交渉通商事務衙門通商司経理事金輔鉉・金弘集との交渉に臨んだ際、条約草案が提出されているが、この草案にも最恵国条項はない[22]。すなわち、壬午軍乱以前の交渉においては、日本側も「日朝通商章程」に最恵国条項を添入することを考えてはいなかったのである。

転機となったのは、先にみた水陸章程であった。水陸章程は、1882 年 10 月 9 日、総理衙門から駐日清国公使黎庶昌に発送されており[23]、12 月 18 日には日本の外務卿井上馨が、駐日イギリス公使パークスの求めに対し水陸章程の写しを渡しているので、それまでには日本政府に知らされていたとみられる。井上馨はパークスとの会談において水陸章程に不快感を示しているが、朝鮮との条約締結国（米・英・独）がどのように反応するかを気にしており、日本が各国と足並みをそろえることを望んでいた[24]。

この後 1883 年 3 月になって、「日朝通商章程」の締結交渉が再開されるが、これに際して井上馨が漢城の竹添進一郎公使に宛てた訓令には、最恵国条項添入の方針がはっきりと示されている。「均霑の事」として、以下のような内容がある。

> 恩典均霑の條款は、元来本條約に掲載すべき者たれども、当時修交條規議定の際、朝鮮痛く他国と通交するを忌憚せしより、唯我が国と旧交を重複するに止り、議、他国の事に及ばず。遂に此一典を欠くに至れり。然れども今日既に清米英独の諸国と通交相開くるに於て、此の一款到底相設けざるべからず。況や他国條約既に其の款を載在するに於てをや。尤も貿易章程内此款を掲載する者、外国其例多ければ、今之を挿入するも、体裁に於て毫も不可あるを見ざるなり[25]。

21〔酒井裕美 2010〕

22「朝鮮国海関税則創定花房公使へ全権御委任』（『公文録』明治十五年、第十五巻。アジア歴史資料センター H.P. で閲覧。資料番号 A01100220600）。〔酒井裕美 2010：14〕においてはこの史料に気づかず、「日本側草案①」を原文不明としているが、ここに訂正する。

23『清季中日韓』620

24〔韓承勲 2006：236〕、FO405/33、No.16。イギリス外務省資料 Great Britain, Foreign Office, Confidential Papers, printed for the use of the Foreign Office, China, 1848-1914, FO405のうち、33は朝鮮関係の書信を集めたものである（Correspondence, respecting the affairs of Corea）。これを「FO405/33」と表す。筆者は、『韓英外交史関係資料集』（東廣出版社、1997年）収録のものを利用した。

25『善隣始末』巻七。原文の仮名はカタカナであるが、便宜のためひらがなで表記した。同史料からの引用は以下同じ。

日朝修好条規に挿入するべきであった最恵国条項は、朝鮮が清、アメリカ、イギリス、ドイツと通好し、最恵国条項を含む条約を結んだ国がある以上、貿易章程内にでも是非とも挿入しなければならないというのである。

さらに3月25日（陽暦5月1日）付けの外務卿密信には以下のようにある。

> 均霑の條款は是非此の規則中に挿載するを肝要と致候間、彼より如何の甘言を以て相断り候共、必挿載を期する義と御心得可有之候。尤米国政府も条約批准相済候上は、従来清国の朝鮮に於て占有する特例に均霑するを請求すべき内意にも相見へ、我に於ても同様の義に有之候間、此箇條挿載之義は十分御費神有之度候[26]。

アメリカが「清国の朝鮮に於て占有する特例」を均霑することを見込んで、日本も同様の措置をとるために、最恵国条項の挿入が必須であるとしているのである。ここで言及されている朝米条約のアメリカにおける批准が済んだ直後である4月23日（陽暦5月29日）の内訓においても、「清と同様の特典」を望むために、朝鮮との条約に「恩典均霑の條款」を挿入する必要性は強調されていた[27]。すなわち日本にとって、水陸章程に定められた清の特権を日本も同様に獲得することは是非とも必要であり、その方法として水陸章程の均霑が想定され、その根拠として「日朝通商章程」への最恵国条項添入が目指されたのである。先に見たように、水陸章程には各国の均霑を禁止することが明言されていた。しかし実際、「各国」である日本はこの規定に全くとらわれておらず、むしろ均霑を既定路線として、朝鮮への要求を強めていたのである[28]。

このような日本の外交政策に、朝鮮はどのように対応しようとしたのだろうか。「日朝通商章程」締結交渉は、その後1883年6月11日、竹添公使から新たに提示された日本側草案をもとに、僅か10日余りの協議が行われ、6月22日調印に至った。この協議において、朝鮮側からはいくつかの修正要求が出されるが[29]、この日本側草案に添入されていたであろう最恵国条項に関する問題提起がなされた形跡はない。この沈黙は何を意味しているのだろうか。

ここで想起されるのが、水陸章程によって生じた均霑禁止をめぐるジレンマである。「日朝通商章程」交渉において、日本が水陸章程の均霑それ自体を要求したわけではない。しかし朝鮮にとって、日本が設定しようとする最恵国条項に異議を唱えることは、すなわち日本の均霑禁止を主張することである。日本が主張する可能性がある均霑が、清との水陸章程のみではないとしても、均霑対象に水陸章程が含まれる以上、その根拠とされる属邦であるこ

26『善隣始末』巻七

27『善隣始末』巻七

28 但し日本は、水陸章程成立以前の1882年7月17日時点ですでに、済物浦条約とともに日朝修好条規続約を締結し、間行里程の拡大権と、日本官員の朝鮮内地通行権を確保していたことには留意する必要があるだろう。

29〔酒井裕美 2010：16〕

との主張と切り離すことができないと考えられたのではないだろうか。すなわち朝鮮は、日本との交渉において、水陸章程によって属邦であることの主張と表裏一体となってしまった最恵国条項の拒否には、敢えて言及しないという外交判断を行った。ゆえに、最恵国条項の不平等性を認識しつつも沈黙を守ったのである。とはいえ朝鮮は、不平等による不利益をただ甘受しようとしたわけではない。そのことは、次章において最恵国条項の運用過程を見ることで明らかになる。

２．３　朝英修好通商条約締結過程

運用過程にうつる前に、朝英修好通商条約の締結過程について確認しておこう。1882 年 4 月に朝米条約が調印された後、これに準じて 6 月には朝英修好通商条約（以下、ウィルズ条約とする）、朝独修好通商条約（以下、ブラント条約とする）が調印されていた。この条約は、イギリス、ドイツの駐清公使の李鴻章に対する斡旋申し入れを受けて、実際の交渉は済物浦において、李鴻章幕下の馬建忠を相手に行われたものである。その内容は、朝鮮の沿海測量権が認められたことを除いては[30]、朝米条約と同一のものであった[31]。

しかし、このウィルズ条約には、最高 30％という高関税率をはじめ、清や日本との条約に較べて「進歩的」な内容が盛り込まれており、イギリスの伝統的な極東政策に矛盾するとして、清で活動するイギリス商人らの反対が強かったうえに[32]、駐日イギリス公使パークスの反対も強硬で[33]、イギリス政府において批准が見送られ、ドイツもこれに同調していた。壬午軍乱後に派遣された、清への謝恩兼陳奏使趙寧夏一行と、日本への謝罪兼修信使朴泳孝一行は、朝米条約、ウィルズ条約、ブラント条約の批准を、駐在各国公使に要請する活動を行ったが、東京でパークスと接触した朴泳孝一行は、あくまでも朝英間の直接交渉によるなら、清の影響下に調印されたウィルズ条約を改正するも可という方針を示すに至った[34]。

その後パークスは本国からの訓令を受け、1883 年 9 月末、ドイツ全権大使ツァッペとともに漢城入りし、直接交渉による条約の再協議が、朝鮮において本格的に開始された。朝鮮側は統理交渉通商事務衙門の官員らが中心となってこれに対し、10 月 27 日に朝英修好通商条約（以下、パークス条約とする）、朝独修好通商条約（以下、ツァッペ条約とする）、ならびにそれぞれの付属通商章程、税則、税則章程の調印が行われた。

このパークス条約、ツァッペ条約にも、最恵国条項は含まれている。両条約はほとんど同内容であるので、便宜的にパークス条約を見ると第 10 款に、

---

30 これ以前からイギリスは朝鮮沿海において、実際には随時測量を行っていた。例えば、壬午軍乱の際に、花房公使がイギリスの測量船であるフライングフィッシュ号に収容されたことはよく知られている。
31 ゆえにウィルズ条約も条件付片務的最恵国条項、一部双務的最恵国待遇を規定する内容を含んでいた。原文は、『旧条約彙纂第三巻』463-472 頁。
32〔坂野正高 1973：383〕
33〔韓承勲 2010：53-62〕
34〔岡本隆司 2004：139-143〕〔韓承勲 2006：218-222、227-232〕

現、両国議定を経て、以上條約施行日期の後自り、大朝鮮国大君主、各項進出口貨税則及び一切事宜に於て、今後何らかの恵政利権の、他国并びに他国臣民人等に施及するの処有らば、英国及び英国臣民人等も亦た一体均霑すべし[35]。

とある。典型的な片務的、無条件的最恵国条項である。先に見たように、ウィルズ条約にも片務的最恵国条項は添入されていたが、条件付であったことを想起すると、より朝鮮に不利益な内容になったといえる。さらに、ウィルズ条約において双務的最恵国待遇を規定していた部分も、駐在外交官の待遇については「最優之礼」という文言は残されたが、英文における「the most favoured nation」という表現は消え（第２款）、貿易上の納税についての双務的最恵国待遇も一切言及がなくなっている[36]。

パークス条約の交渉過程の詳細については先行研究に譲るが[37]、注目されるのはこの過程においても水陸章程が相当に意識されていたということである。先にパークスが井上馨から水陸章程の写しを受け取ったことは言及したが、パークスは水陸章程の英訳と分析内容をすぐにイギリス外務部に報告している[38]。これをうけたイギリス外務部は、ウィルズ条約と水陸章程の比較分析を行い、水陸章程を最恵国条項を通じて均霑する対象に決定したという[39]。実際、1883 年 4 月にパークスの命で漢城における予備交渉にあたったアストンは、特に輸入関税率と内地通行権について、最恵国待遇によって水陸章程と同様の権利を得ることをもくろんでいた[40]。イギリスも、水陸章程の均霑禁止規定は全く無視していたわけである。

交渉を引き継いだパークスは、イギリス人の内地通行をイギリス人官員の許可制にし、採辦と開市を認めること、朝鮮人が被告の場合でも領事裁判権を適用することを主張した。これはまさに水陸章程における清の特権をそのままイギリスに置き換えたものである。これに対して朝鮮側は強硬に反対し、交渉は一時決裂の危機に瀕した[41]。しかしそれでも、朝鮮が水陸章程の前文をもって、均霑禁止を主張している形跡は見あたらない。イギリスは水陸章程の均霑としての権利を主張する。それに対して朝鮮は、個々の権利については強硬に反対するが、水陸章程の均霑禁止には言及しないのである。また一方で、最恵国条項自体に関しても、朝鮮側から問題提起がなされた形跡はない。この最恵国待遇をめぐる朝鮮の沈黙には、「日朝通商章程」同様、水陸章程によって生じたジレンマが、背景として作用していたのではないだろうか。

35『旧条約彙纂第三巻』484 頁
36『旧条約彙纂第三巻』474 頁
37 前掲の〔韓承勲 2006〕〔韓承勲 2010〕の他には、〔奥平武彦 1935：第Ⅳ章〕〔広瀬靖子 1974〕〔崔文衡 1984〕〔岡本隆司 2004：第 5 章〕などを参照。
38 FO405/33, NO.16. 水陸章程の英訳は駐清イギリス領事グローブナーからも送付された（FO405/33, NO.7）。
39〔韓承勲 2010：55〕
40 FO405/33. Inclosure2 in No.99.
41『尹致昊日記』高宗二十年十月十七日。

3．朝鮮における最恵国条項の運用：朝英条約均霑問題

かくして水陸章程成立後、片務的無条件的最恵国条項が含まれた「日朝通商章程」、パークス条約が締結された。パークス条約において、それまで朝鮮が各国と結んだ条約に比して朝鮮がより不利となった内容のうち、特に重要なのは、関税率と内地通行権についての規定である[42]。具体的に確認しておくと、まず関税率について、パークス条約の付属税則において定められた税率は、輸入が基本 7.5%、輸出が一律 5% であった。また、内地通行権については、パークス条約において、執照（通行許可証）なしで開港地から 40km、執照があれば漢城を含む朝鮮国内全域について、遊歴・通商・貨物の運搬・土貨採辦が認められた（第四款）[43]。これらの内容を、朝鮮との条約締結国が、最恵国条項に基づいて、自国との関係にも適用させようとし、ここに均霑問題が発生する。

3．1　アメリカとの均霑問題

まず、アメリカの場合を見ると[44]、1884 年 2 月 17 日に、パークス条約がイギリス本国で批准された報が朝鮮に伝えられた後、4 月 30 日、アメリカ公使フートは、統理交渉通商事務衙門に対し、パークス条約内の「若干款の格外権利を恩許し、美国と貴国條約中、未だ允（ゆる）さざる者」について、朝米条約第 14 款に基づく「同霑」を実施するよう要求した[45]。これに対して、統理交渉通商事務衙門は 5 月 4 日、

本大臣査するに、各国、通商の為に本国に来る者は、均しく一様の辦法に照らすが甚だ方便に属す。現在貴国政府、英国條約を照らして辦理するを願うは、実に公允為り[46]。

と照覆し、そのまま均霑を認めた。

アメリカの場合、以上でパークス条約均霑に関する交渉は一切終了であった。

3．2　清との均霑問題

それでは清の場合はどうか。1883 年 11 月、統理交渉通商事務衙門督辦閔泳穆は、海関道観察周馥に宛てて、パークス条約の調印を報告した。閔泳穆は、朝鮮が清の属邦としての立場で交渉にのぞんだことを強調しながら、次のように言及した。

---

42 この関税権、内地通行権と、本文で先に触れた無条件的最恵国待遇の他にも、パークス条約には不平等な内容として、関税以外一切の内地課税否定、通商港の拡大と土地・家屋の賃借・購買および住宅・倉庫・工場設立の自由、沿岸貿易権と沿岸海運権、広範かつ強力な領事裁判権などが含まれていた〔李炳天 1984：96-101〕。

43『旧条約彙纂第三巻』73-492 頁

44 アメリカについては水陸章程との関係を本文で特に整理しなかったが、アメリカも朝米条約批准を待つタイミングで水陸章程の内容を知るや、均霑を試みようとしている〔韓承勲 2006：237-238〕。しかし直後にパークス条約が成立し、結果的に水陸章程の均霑問題はパークス条約の均霑問題に吸収された。

45『旧韓国外交文書』第十巻美案一（以下『美案』とする）69

46『美案』70

> 條約（水陸章程）第四款の内、漢城行桟の一事あり。査するに上年問議官（李祖淵、魚允中）津に在りて談晤せし時、執事（周馥）、「此の事、貧民に累有らば、将来或いは変通辦理すべし」等の語有り。此の次の英徳人、正さに此の利益を要(もと)め、続條を另立し、以て後拠と為すの所以なり。因りて思うに、華商元もと漢城に到るに、只だ開店を許すのみとせば、則ち外人の口を杜(ふさ)ぐべきに庶(ちか)し。可否するに、上年所定の貿易章程第四款を将(もつ)て、「准入漢城開設行桟」の一句を改むるに「開店」を以てせば、則ち敝邦幸甚なり[47]（引用文におけるカギ括弧は筆者。以下同じ）。

水陸章程第４款は、先に清の特権として言及した内地通行権に関わる内容であるが、ここでは、朝鮮商民の北京における交易を認めると同時に、清商民の楊花津・漢城における店舗を構えた交易（漢城開桟）を認めること、また朝鮮地方官と清の商務委員の許可を得た上で、清商人らが朝鮮内地に赴いて貨物を仕入れること（内地採辦）が認められていた。閔泳穆は、今回のパークス・ツァッペ条約で恒常的な商業活動も含んだ形での内地通行権を認めることになってしまった原因を、この第４款に帰しているのである。その上で閔泳穆は、以前周馥が第４款改訂に言及していたことを挙げ、具体的に「漢城開桟」を、ただ「開店」を許すという文言に改めることを提案した。

残念ながら、この後の展開は史料からはわからず、結果的には改訂も実現しなかったのであるが、この照会はまだパークス条約が批准される前のものである。朝鮮は、イギリス・ドイツが実質的には水陸章程を均霑したという現実を把握し、それを根拠に、清に対して水陸章程の改訂を提案していたのである。

ところが、李鴻章のもとでパークス条約を検討した周馥は、まさに朝鮮側が修正を提案した水陸章程第４款について、開港場以外の内地において居を定めて商売する「内地售売」が禁じられているにもかかわらず、パークス・ツァッペ条約においてこれが認められていることを挙げ、水陸章程を改訂することを李鴻章に進言した[48]。これを受けて李鴻章は、1883年12月16日、周馥の進言と同じ内容の咨文を高宗に送った。高宗の水陸章程改訂に同意する照覆は1884年1月26日付で、2月9日に北洋衙門に至った。2月19日には改訂が皇帝に裁可されている[49]。このことは、2月23日付の李鴻章の札によって漢城の陳樹棠に伝えられ、これをうけた陳樹棠は、3月18日、統理交渉通商事務衙門に照会したが[50]、朝鮮側は、

> 英徳新約在るを視るに、既でに英徳商民、其の貨を将て内地に運進して出售するを准(ゆる)すを載明せば、則ち中国商民、自から応さに其れ貨を将て朝鮮内地に運進し出售するを准し、以て体制に符し、商情に協(かな)ふべし。此の如き変通酌改、允(まこ)とに事宜に合ふ[51]。

47『旧韓国外交文書』第八巻清案一（以下『清案』とする）17
48『清季中日韓』805。この経緯については、〔秋月望 1991：116-117〕
49『清季中日韓』831 付件 1
50『清案』96
51『清季中日韓』831 付件 1

として受け入れている。章程第四款の改訂にはすでに 1 月の段階で同意していたので、陳樹棠の照会を受けた 4 日後の 3 月 22 日には、統理交渉通商事務衙門から、改訂の内容が、全国の地方官と海関に知らされるに至った[52]。

先に、水陸章程には清の均霑の権利についての規定は一切なかったことを指摘したが、ここで一方的に行われたのは、まさしくパークス条約についての清の均霑であったといえよう。

3．3　日本との均霑問題

日本との間で、パークス条約の均霑に関して最も問題となったのは税率である。先に触れた「日朝通商章程」に定められた基本の輸入税率は 8 または 10%であったが、4 ヶ月後に調印されたパークス条約において、輸入税基本 7.5%が明記され、ここに均霑問題が生じた。

1884 年 2 月 17 日、統理交渉通商事務衙門は、パークス条約がイギリス本国で批准された報を受けて、日本公使館に条約の抄録を送り、日本政府に伝達することを要請しながら、

> 査するに、此の條約（パークス条約）所載の税則、之れを貴国所訂の税則に較ぶるに、間に便利の処有り。<u>按ずるに貴国は、最優の国の例に照らせば、亦た其の益に均沾（ママ）するを照行すべし</u>。本大臣、応さに請ふべし。貴公使、貴国政府に転報し、核定（調べ定める）を為し、以って画一に帰すを煩はしめんことを[53]。

として、自ら均霑について言及した。ところが、5 月 21 日になって、嶋村代理公使から、日本政府の「（パークス条約には）我が国と朝鮮国所訂の各約及び通商章程並びに税則中、未だ曾て我が国に許さざるの権利恩典有ること、実に尠なからずと為す。凡そ此等の権利恩典を以って、理応に最優の国の例に照らして、一体均沾すべし」という方針が伝えられると[54]、これを受けて衙門は閏 5 月 2 日、嶋村に宛てて次のような照会を送った。

> 本大臣、未だ敢へて貴国政府の旨意、英国條約・同通商章程・税則を将って一体照辦するを願ふや否やを知らず。窃（ひそ）かに謂（おも）へらく、<u>但だ此の約内の利益の均霑する所在るのみならず、誠に以て貴国に諸利益を准すの故は、亦た吾の利益を失はざるが為めなり</u>。此れ乃ち互相酬報の道理なり。想ふに、貴署理公使も亦た以って然りと為すなり[55]。

朝鮮側としては、日本政府がパークス条約、同通商章程、税則を全部一緒に処理したいと思っているのかわからない。条約には、利益を均霑する所ばかりあるわけではない。日本に利益を許す理由は、朝鮮の利益を失わないためなのである。これが互相酬報の道理であり、嶋村代理公使も了解しているはずである、というのである。

この照会における朝鮮側の意図は、「均霑」という言葉の意味をとらえ直してみることではっきりしてくる。「均霑」とは「均しく霑（うるお）す」意味であり、この場合に即していうなら、パー

52『清案』101
53『旧韓国外交文書』第一巻日案一（以下『日案』とする）220
54『日案』252
55『日案』260

クス条約におけるイギリスの利益と、「日朝通商章程」における日本の利益を「均霑」するととらえるのが一般的である。しかし、ここで朝鮮側が「均霑」しようとしているのは、パークス条約をうけて「日朝通商章程」が改訂されるにあたっての、日本の利益と朝鮮の利益なのではないだろうか。

この照会を受けて日本側は、閏５月４日、「未だ曾て我が国に許さずして英国に許すの権利・特典・恵政・恩遇に一体均沾する」方針を重ねて強調した[56]。日本にとって「均霑」されるべきは、イギリスの利益と日本の利益であることは明確である。しかし、統理交渉通商事務衙門はこれに何の反応も見せなかった。実際、一月以上たった６月下旬に至っても、「均霑」は行われていなかったことがわかる。仁川海関において、日本商民がパークス条約の税率によって関税を納めようとしたところ、税関長ストリプリングが、まだ政府の命令を受けていないので執行できないとして、これを拒否したことに対して、６月 25 日、嶋村代理公使が衙門に抗議しているからである[57]。これについて、７月２日に衙門は次のような説明を行った。

> 査するに、上年所訂の通商章程、載せるに「権利・特典及び恵政・恩遇、一体均霑」の文有り。今此の英約の利益、自ずから応に照章均霑すべし。但だ更張の際、須らく審議を加ふべし。本署大臣と貴署公使、屡次辦論するも、未だ妥協を見ず。審議の帰一を俟つは、以て多く時月を費やすに至らず。[58]

確かに「日朝通商章程」には、他国に対して新たに権利特典や恵政恩遇を許す場合、一体均霑するという條款（第 42 款）があるので、日本はパークス条約の利益を「均霑」すべきであるが、「更張（変更）」にあたっては、審議（審（くわ）しく議論すること）が必要である。衛門署理督辦金弘集と、嶋村代理公使の間で弁論をしてきたが、まだ妥協に至っていない。審議を帰一するためには、それほど多くの時間はかからないというのである。すなわち、統理交渉通商事務衙門は、本稿でも先にみた「日朝通商章程」の最恵国条項を確認し、「均霑」の必要性を認めながら、それはすなわち条約の「更張」であり、そのためには審議が必要であるととらえているのである。

これに対して日本側は、同日、パークス条約の均霑はあくまでも「日朝通商章程」の履行に関わる問題であり、「更張」には当たらないとし、審議の不必要を主張すると同時に、仁川税関長にパークス条約の税率に則った収税を指示しない統理交渉通商事務衙門の不当性を強調した[59]。これに対して衙門は、再び即日、「均霑」の必要性は否定しないのであるが、

> 査するに、権利・恩典、他国に施与する有るは、理応さに章程を照らして均霑すべし。況んや貴国の我が国に於ける、隣誼素より有り、各国の比に非ざるをや。如し貴国に利

56『日案』262
57『日案』288
58『日案』289
59『日案』290

益有らば、豈に聞くを楽しみて之れを成るを願ふを欲せざらんや。但だ更張の初め、事未だ前定せずんば、則ち将来必ず窘（くるしむ）跲（つまづく）の患有るべし。試みに論ずるに、貴国税則中、稍や重きは英約と均霑し、其の稍や軽きは、独り旧章に依らば、則ち各国も亦た、将さに援（ひ）きて例と為さんとす。是れ、本国の税、左右減軽し、損を受くること実に深し。･･･貴国従来拳拳（いつくしむ）の友誼、敝国を保護するの義あるを想ふに、応さに数三（いくつかの）物品瑣細の端を以て、此の碍難（さまたげがある、できがたい）を留めざるべけんや[60]。

として、他国に与えた権利･恩典を、章程に照らして隣国としての友誼がある日本に「均霑」するのは、のぞむところであるとしながら、「更張」にあたっては事前の協議が必要であるとの主張をくり返している。協議の内容に関わって、続く部分には、「日朝通商章程」において、高い関税率は英約を「均霑」して下げ、もともと低い関税についてはそのままにするのであれば、各国もこれにならうことになり、朝鮮の税収入は一挙に減少して、その損害は実に大きい。朝鮮を保護する義がある友誼の国日本としては、いくつかの物品、些細な事はゆずって、朝鮮の損害を食い止めなくてはならない、とある。

ここまで読むと、先に挙げた、統理交渉通商事務衙門がとらえる、朝鮮の利益と日本の利益の「均霑」という構想が具体的になってくる。そもそも、「日朝通商章程」の基本税率は 8 または 10%、パークス条約の基本税率は 7.5% ではあるが、その細目は、「日朝通商章程」が、免税、5%、8%、10%、15%、20%、25%、30% の 8 段階、パークス条約が、免税、5%、7.5%、10%、20% の 5 段階に分かれていたのであって、もちろん、日本に対して 8 または 10% の課税率が、イギリスに対しては 7.5% になる品目が多いとしても、例えば歯磨き粉（対日 8%、対英 10%）、琥珀（対日 10%、対英 20%）、馬車（対日 10%、対英 20%）などのように、逆に日本に対する課税率のほうが、イギリスに対する課税率より低いという品目も存在していた[61]。衙門のいう「均霑」は、前者のケースをパークス条約の税率にあわせる（すなわち関税率の引き下げ）ことで生じる日本の利益と、後者のケースをパークス条約の税率にあわせる（すなわち関税率の引き上げ）ことで生じる朝鮮の利益を「均しく霑す」構想だったのである。引用文の「数三物品瑣細之端」とは、関税率引き下げに該当する品目を指すのであろう。これらを調整するには、日朝間の審議は是非とも必要な手続きであった。

しかし日本側は、統理交渉通商事務衙門の考える「均霑」を理解しなかったようである。先の照会をうけた嶋村代理公使は、また同日、朝鮮の損害が生じるなら、事情は惜しむべきであるが「貴政府、自ら然らしめ、自ら此れに至らしむるを奈何せん」とあしらい、パークス条約の均霑を実行しないことは、「日朝通商章程」の改正に関わることであり、それは今論ずるべき問題ではないとして、朝鮮側のパークス条約均霑拒否を本国に伝達することはで

60『日案』291
61 それぞれの税目表は、『旧条約彙纂第三巻』52-66、493-502 頁。

きない旨を照覆した[62]。

これを受けて衙門は、7月6日に、「均霑」といっても規定を変えるからには「更張」になるとして、

> 章程の均霑の款及び貴国商務上有益の事を履行するは、我が政府、実に甘心（心から願う）施行する所なり。貴政府も亦た、必ず公を秉（と）りて妥議すべし。凡そ我が国に利恵有るを見るは、異同を斟酌（くみはかる）し、均しく公便に帰し、我が国をして虧を見る有るに至らしむこと無かるべし。此れ、本署大臣の貴署公使に区々深望する所にして、屢々貴政府に稟商するを懇ふものなり。応さに行ふべきことに係ると雖も、事は、商酌を貴ぶ。今何ぞ審議を庸（もち）ふること、太（はなは）だ迫ること無きを得ると云はんや。議、未だ帰一せず、此れに至りて延緩す[63]。

と、日本の利益のために「均霑」を行うのは、朝鮮側も了解しているが、それには朝鮮の利益もともなわなければならないとして、審議の必要を繰り返し主張した。また、新たに、「更張」にあたって審議が必要な根拠として、「日朝通商章程」第42款に「若し本章程内、応さに増加を要むべきの件に有りて、彼此以て均しく便と為すに遇はば、即ち随時妥議増訂するを得」とあり、第31款には「別国商船多く到らば、則ち公同籌商し、噸税を再行改定す」とあることを引いている[64]。

これに対する日本側は、8月1日に照覆して、パークス条約均霑はあくまでの正当な権利であるとし、審議の不必要を繰り返した[65]。しかし、この反駁を受けても、統理交渉通商事務衙門の審議を要求する姿勢は変わらず、「均霑」は行うべきであることをくり返しながら、次のように主張している。

> 惟だ、貴国税則軽重不便の処に於いてのみ、須らく妥議増訂を加ふべくは、是れ違約と曰ふべけんや。貴国税則中、土産（日本産）物品の税重きは、固より均霑して、軽きに従ふべくも、其の税軽きは、亦た旧に仍りて之を存すべけんや。外国物品の貴国に間（あずか）る無き者の如きに至りては、其の税、反りて英約より軽き有り。此れ独り議訂すべからざる者なるや。凡そ事を作すは、始めの謀に在り。若し均霑の初に議を妥さずんば、則ち以て善後し難し。此れ本署大臣の苦心にして、終ひに未だ諒せられず。之を遅らせば又た遅る。屢々貴政府に代商するを懇ふに至るも、亦た一向拒却す。貴大臣の意、抑も亦た不可解なり[66]。

「日朝通商章程」において税率が日本に不利な部分についてのみ、増訂を加えるのは違約なのではないか。日本産の物品のように課税率が高い物は「均霑」して税率を下げておきながら、

62『日案』292
63『日案』294
64『日案』294
65『日案』300
66『日案』301

もともと税率が低い物をそのままにしていてよいのか。外国産の物品で日本が何の手も加えていないもののように、「日朝通商章程」の税率が、パークス条約より軽いものもあるのに、これらについてのみ議訂をしなくてもよいのか。「均霑」の初めに当たって、これらの議論をしておくべきであると、統理交渉通商事務衙門大臣として苦心して主張してきたが、代理公使はこれを了解せず、日本政府への取り次ぎも拒否し、不可解である、とし、審議の必要性をくり返し主張しながら、日本側の態度を非難している。

この件は、結局 9 月 23 日に至って、統理交渉通商事務衙門から、パークス条約均霑を認める照会が竹添辦理公使に宛てて出されることで決着した。これに先立ち、竹添公使と、督辦交渉通商事務金弘集の面談が実現した模様で[67]、統理交渉通商事務衙門が主張し続けた審議の必要は、形式上守られた結果となったが、衙門の構想した「均霑」が実現されるには至らなかった。しかし、朝鮮が、日本と締結した条約には則って、最恵国条項に基づく「均霑」には同意しながら、その解釈によって朝鮮側の利益を確保しようとする交渉を展開していたということは注目に値するであろう。

4．おわりに

ここまで、最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程について述べてきた。本稿で明らかにできたことを、大きく二点に分けて整理すると、次のようになる。

第一に、最恵国待遇に注目することで、「朝貢」国朝鮮における「条約」をめぐって顕在化する問題が、立体的に見えてきた。そのポイントとなったのは、やはり水陸章程である。水陸章程は、それまで積極的に展開されていた最恵国待遇をめぐる朝鮮の外交政策に、二つの側面から重大な影響を及ぼした。①清のみに認められる特権が規定されたことにより、朝鮮と外交関係を結ぶ各国がその均霑を強く意識するに至った。特に日本にとっては、交渉中の「日朝通商章程」に最恵国条項を挿入することを必須課題と認識させる要因になった。②各国の均霑禁止が、朝鮮が清の属邦であることを理由に明記されたために、朝鮮にとっては、均霑拒否が属邦主張につながりうるというジレンマが生じた。このことは、実質的に、朝鮮が各国との条約交渉において片務的最恵国条項の添入拒否を主張することを困難にした。

このように、朝清関係が朝鮮の条約関係に影響を及ぼす構造は複雑であり、かつ多面的であった。これは言い換えれば、「属国自主」という朝鮮のあり方が、朝鮮外交の展開を規定する構造の複雑さであり、多面性であったと言えよう。

しかし第二に、そのような状況の中で朝鮮は、独自の外交政策を展開し、自国の利益を追求しようとしていた。パークス条約の均霑をめぐる最恵国条項の運用過程から分析するに、朝鮮の外交政策は、アメリカに対するものと日本に対するものとで、異なる方向に沿って展開されている。アメリカに対しては、そのまま均霑を実施した一方、日本との間では、条約

67『日案』327

文中の「均霑」についての柔軟な発想に基づく解釈によって根拠を確保しながら、朝鮮に一方的に不利にならないような形での「均霑」を模索しているのである。

当時、対アメリカと対日本では、当時の貿易額として歴然とした差があった[68]。日本に対しては、日本の要求通りの均霑による朝鮮の不利益が切実な問題であったため、あらゆる手段を動員して、可能な限り不利益を最小限に抑えようとした。朝鮮流「均霑」解釈はその手段の核心であったといえるし、ここぞとばかりに日本に「隣誼」や「友誼」があるべきであると強調していることも、そのような文脈で理解できる。これに対してアメリカの場合は、要求通りに均霑しても不利益は実質的に問題にならないとの予測のもと、そのまま均霑を実施することで、朝鮮が国際社会の慣例に従って条約を運用しているという姿勢をアピールする意味があったのではないか。日本に対しても、均霑自体を否定はしていなかったことは、この姿勢に共通するものがあろう。当時の朝鮮外交は、このようなメリハリをもって展開されていたのである。

本稿で明らかにできたこの２つの特徴を、朝鮮外交として総合的にとらえようとすると、どのような像を結ぶことができるか。その考察に途についたばかりであるが、「属国自主」というあり方だけにとどまらない、その規定性を突破するための模索が、かなり弾力的に展開されていたという手応えを感じている。さらなる実証の積み重ねにより、朝鮮外交のダイナミズム、可能性をより鮮明に、立体的に描き出していくことが今後の課題である。

【史料】

『旧韓国外交文書』（第一巻日案一、第八巻清案一、第十巻美案一、第十三巻英案一）高麗大学校亜細亜問題研究所・旧韓国外交文書編纂委員会編高麗大学校出版部、1972 年
『旧条約彙纂第三巻』（朝鮮・琉球）外務省条約局、1934 年
『韓英外交史関係資料集』東廣出版社、1997 年
『清季中日韓関係史料』中央研究院近代史研究所編、1972 年
『尹致昊日記第一巻（韓国史料叢書第 19）』国史編纂委員会編、探求堂、1973 年
『倭使日記』韓国学資料叢書第八輯、亜細亜文化社（影印本）1975 年
『善隣始末』外務省編、発行年不詳（ソウル大学校中央図書館、古文献資料室所蔵）

【参考文献・日本語】

秋月望、1991、「朝中間の三貿易章程の締結経緯」『朝鮮学報』115 輯
坂野正高、1970、「アヘン戦争後における最恵国待遇の問題」坂野正高『近代中国外交史研究』

68〔崔泰鎬 1976：24-35〕

第一章、岩波書店
――1973、『近代中国政治外交史－ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで－』東京大学出版会
濱下武志、1990、『近代中国の国際的契機－朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会
――1997、『朝貢システムと近代アジア』岩波書店
広瀬靖子、1974、「日清戦争前のイギリス極東政策の一考察－朝鮮問題を中心として」『国際政治』51 号
岩井茂、2010、「朝貢と条約」『岩波講座東アジア近現代通史 1 －東アジア世界の近代』岩波書店
北原スマ子、2004、「第三次修信使の派遣と「日朝通商章程」の改定･課税交渉」『朝鮮学報』第 192 輯
三谷博、2010、「一九世紀における東アジア国際秩序の転換－条約体制を「不平等」と括るのは適切か」『東アジア近代史』第 13 号
村瀬信也、1974、「最恵国条項論（一）」『国際法外交雑誌』
岡本隆司、2004、『属国と自主のあいだ－近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会
――2010、「属国／保護と自主」「朝貢と条約」『岩波講座東アジア近現代通史 1 －東アジア世界の近代』岩波書店
奥平武彦、1935、『朝鮮開国交渉始末』刀江書院
酒井裕美、2005、「甲申政変以前における朝清商民水陸貿易章程の運用実態－関連諸章程と楊花津入港問題を中心に－」『朝鮮史研究会論文集』第 43 集
――2010、「開港期朝鮮の関税「自主」をめぐる一考察」『東洋学報』第 91 巻第 4 号
佐々木揚、2010、「清末の「不平等条約」観」『東アジア近代史』第 13 号
佐藤慎一、1996、「文明と万国公法」佐藤慎一『近代中国知識人と文明』第一章、東京大学出版会
田保橋潔、1940、『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中枢院
月脚達彦、2010「近代朝鮮の条約における「平等」と「不平等」－日朝修好条規と朝米修好通商条約を中心に－」『東アジア近代史』第 13 号

【参考文献・朝鮮語】

金敬泰、1972、「開国直後의 関税権回復問題－「釜山海関収税事件」을 中心으로－」『韓国史研究』8」
――1975、「不平等条約改正交渉의 展開 —1880 年前後의 対日「民族問題」—」『韓国史研究』11
金鍾圓、1966、「朝中商民水陸貿易章程에 대해서」『歴史学報』32

李炳天、1984、「開港과 不平等條約体制의 確立」『経済史学』8
이영록、2005、「開港期韓国에 있어 領事裁判権 — 修好条約上의 根拠와 内容 —」『法史学研究』第 32 号
李銀子、2005、「韓国開港期（1876-1910）中国의 治外法権適用論理와 韓国의 対応 — 韓中間条約締結過程을 中心으로 —」『東洋史学研究』第 92 輯
鄭求先、2006、「開港後（1876-1894）日本의 治外法権行使와 韓国의 対応」『韓国近現代史研究』第 39 号
鄭台燮・韓成敏、2007、「開港後（1882-1894）清国의 治外法権行使와 朝鮮의 対応」『韓国近現代史研究』第 43 号
崔文衡、1984、「韓英修交과 그 歴史的意義」韓国史研究協議会『韓英修交百年史』
崔泰鎬、1975、「開港初期에 있어서의 韓日関税協定経緯와 日本의 英約税則均霑」『学術院論文集』14
——1976、『開港前期의 韓国関税制度』韓国研究院
韓承勲、2006、「朝英条約 (1883.11) 과 不平等條約体制의 再定立」『韓国史研究』135 集
——2010、「朝鮮의 不平等条約체체 編入에 関与한 英国外交官의 活動과 그 意義」『韓国近現代史研究』

（2011.06.30　受理）